

紀美野町セミナーハウス未来塾  
指定管理者募集要項

平成20年8月

紀美野町教育委員会

## 紀美野町セミナーハウス未来塾指定管理者募集要項

紀美野町セミナーハウス未来塾(以下「セミナーハウス」という。)の指定管理者を募集します。

### 1 公の施設の概要

(1) 名称 紀美野町セミナーハウス未来塾

(2) 所在地 和歌山県海草郡紀美野町田 25 番地

(3) 設置目的等

地域資源を高度に活用し、都市との交流を図り、山村地域における産業の活性化拠点施設として知識と技術の交流を行い、もって本町の住民の生活の向上を促進するため昭和 63 年に設置する。

(4) 規模等

|            |                       |
|------------|-----------------------|
| 敷地面積       | 3,042 m <sup>2</sup>  |
| 本館         | 389 m <sup>2</sup>    |
| 管理棟        | 200 m <sup>2</sup>    |
| 研修棟        | 338 m <sup>2</sup>    |
| 食堂兼多目的実習室  | 260 m <sup>2</sup>    |
| 野外体験実習場    | 1,000 m <sup>2</sup>  |
| 体験実習林(町有林) | 28,000 m <sup>2</sup> |
| 研修定員       | 80 名                  |
| 研修室(宿泊)    |                       |
| 2 人部屋      | 2 室(控室 2、会議室)         |
| 3 人部屋      | 1 室(控室 1)             |
| 10 人部屋     | 4 室(研修室 1~4)          |
| 15 人部屋     | 1 室(研修室 5)            |
| 18 人部屋     | 1 室(研修室 6)            |

### 2 指定管理者に行わせる業務の範囲

指定管理者は、次の業務を行うこととします。

なお、詳細については、別に定める「紀美野町セミナーハウス未来塾管理業務仕様書」に従い実施することとします。

(1) 施設の利用に関する業務

(2) 施設の維持管理に関する業務

(3) (1)、(2)に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

業務の執行に関しては、指定管理者が自ら行うことを原則としますが、部分的な業務については、教育委員会の承認を得て他の者に外部委託することができます。

### 3 管理運営に要する経費

(1) 使用料金の設定

紀美野町セミナーハウス未来塾条例(平成 18 年紀美野町条例 84 号)第 13 条の規定により

セミナーハウスの使用料金は、指定管理者の収入とします。

なお、使用料金の額は、提案された収支計画書を参考に指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めることができます。

(2) 指定管理料(年間 300万円)

指定管理者は、当該施設の使用料金のほか、提案された収支計画書を参考に、町から支払われる「指定管理料」をもって収入とし、これをもって施設の運営経費に当てさせていただきます。具体的な支払時期や方法は協定で定めます。

(3) 指定管理者の業務に関する経費

当該施設の業務にかかるすべての経費は、收受した使用料金並びに指定管理料をもって充てるものとします。ただし、施設駐車場の土地賃借料及び施設火災保険料については、町が負担します。

4 管理を行わせる期間(指定期間)

平成21年4月1日から平成24年3月31日(3年間)

管理を継続することが適当でないと認めるときは指定を取り消すことがあります。

なお、4月1日から翌年の3月31日の1年間で8カ月以上は開館すること。ただし、施設的环境整備業務等は通年で行うこと。

5 応募資格等

次の要件を満たし、指定期間中、安全円滑に対象施設を管理運営できる県内に主たる事務所を有する法人その他の団体とします。なお、団体の場合は必ずしも法人格を必要としませんが、個人では申請することができません。

- (1) 紀美野町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例(条例第60条)第9条の規定による取消し又は業務の全部又は一部停止を受けたことがないもの
- (2) 他の地方公共団体で指定管理者の指定の取消しを受けたことがないもの
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16条)第167条の4の規定により一般競争入札への参加を制限されていないもの
- (4) 法人その他の役員(法人でない団体にあつては、当該団体の代表者)のうち国税及び地方税を滞納していないもの
- (5) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から6年を経過しない者の統制の下にあるもの

6 管理の基準

指定管理者は、以下の基準により当該施設を管理運営する必要があります。

(1) 関係法令等の遵守

当該施設の管理運営を行うにあたっては、関係法令、条例及び規則等を遵守すること。

(2) 施設設備等の適切な管理

利用者が快適に当該施設を利用できるように、施設整備及び備品の適切な維持管理を行うこと。

(3) 個人情報の適切な管理

個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 条）や紀美野町個人情報保護条例（平成 18 年条例第 10 条）を遵守するなど、指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報の取扱いに十分注意を払った体制を整備すること。

7 指定管理者と教育委員会との責任分担

指定管理者と教育委員会との責任分担は、原則として次の表のとおりとします。

ただし、表に定める事項に疑義がある場合、又は定めのない事項については、指定管理者と教育委員会が協議して定めることとします。

| 項 目          |   | 指 定<br>管理者 | 教 育<br>委員会 |
|--------------|---|------------|------------|
| 法令変更<br>1    | 法令変更による、施設改修等   |            |            |
| 運営費の膨張       | 人件費等の運営費の膨張   |            |            |
| 利用変動         | 当初の利用見込みと異なる状況  |            |            |
| 使用料金未収       | 使用料金の未収による収入減   |            |            |
| 施設設備等の<br>損傷 | 管理上の瑕疵による施設・設備・備品の損傷  |            |            |
|              | 経年劣化等管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の損傷(不可抗力によるものを含む)                     | 協議事項<br>2  |            |
| 損害賠償         | 管理上の瑕疵による施設・設備・備品の不備による火災等に伴う利用者への損害(食事の提供によるものを含む)           |            |            |
|              | 管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の不備による事故や火災等に伴う利用者への損害(不可抗力によるものを含む)       | 協議事項       |            |
| 運営リスク        | 管理上の瑕疵による施設・設備・備品の不備による事故や火災等による臨時休館等に伴う運営リスク                 |            |            |
|              | 管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の不備による事故や火災等による臨時休館等に伴う運営リスク(不可抗力によるものを含む) | 協議事項       |            |

1 税法を除く。

2 施設サービスの提供に支障がないと教育委員会が判断した場合は、改修又は修繕を見合わせる場合があります。

8 指定管理業務の継続が困難になった場合における措置に関する事項

指定管理者は、指定管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに教育委員会に報告しなければなりません。また、その場合の措置については次のとおりとします。

(1) 指定管理者の責に帰すべき理由による場合

指定管理者の責に帰すべき理由により、業務の継続又は施設の適正な管理が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、教育委員会は指定管理者に対して改善勧告等の指示を行い、期間を定めて改善策の提出及びその実施を求めることができることとします。

この場合において、指定管理者がその期間内に改善することができなかった場合等には、教育委員会は指定管理者の指定の取消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができることとします。

ただし、指定管理者が教育委員会の指示に従わないときや、指定管理者の財務状況が悪化するなど、指定管理者の継続が困難と認められる場合には、教育委員会はただちに指定管理者の指定を取り消すことができます。

(2) 指定が取り消された場合の賠償等

上記(1)により指定管理者の指定が取り消され、又は指定管理業務の全部若しくは一部が停止され、町に指定管理者の債務不履行による損害が生じた場合は、指定管理者は町に賠償するものとします。

(3) 不可抗力等による場合

不可抗力その他教育委員会又は指定管理者の責に帰することができない理由により指定管理業務の継続が困難となった場合は、教育委員会と指定管理者は、業務の継続の可否等について協議するものとします。

## 9 選定の方法、基準等

(1) 指定管理者の候補者の選定

指定管理者選定委員会において、各委員が次の(2)に掲げる から の選定基準に照らし審査した評点をもとに、総合的な観点から最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定します。

(2) 選定基準

平等利用の確保(適合しなければ失格)

ア 利用者の平等な利用が確保されるものであるか

公の施設の設置の目的の効果的な達成

ア 施設の設置理念・目的と適合するものであるか

イ 利用者数の目標は適性に設定されているか

ウ 施設の利用促進への取り組みがなされているか

エ 利用者の意見を施設の管理運営に反映させる意欲や手段が盛り込まれているか

オ 利用者に対するサービス向上の取り組みがなされているか

効率的な管理

ア 収支計画は適正なものであるか、またその実現性はどうか

イ 経費縮減に向けた取り組みがなされているものであるか、またその実現性はどうか  
適性かつ確実な管理を行う能力

ア 団体の経営状況は、安全かつ健全か

イ 団体の実績はどうか

ウ 人員配置は適切か

- エ 経理的技術的な基礎が備わっているか
- オ 安全管理や緊急時対応の方策は適切か
- ク 個人情報の適切な管理のための必要な措置が講じられるものであるか
- その他
- ア 利用を促進するための独自の特色ある取り組み
- イ 地域貢献策（地元人材の雇用や地域経済との連携等）

(3) 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき

記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき

虚偽の内容が記載されているとき

その他、選定委員会の協議の結果、審査を行うにあたって不相当と認められるとき

10 申請の手続

(1) 提出書類

この要項により指定管理者の指定を受けようとする者は、提出期間内に次の書類について、A4版で正本1部と写し1部を提出してください。

指定管理者申請書

指定管理者の指定を受けようとする当該施設の指定期間内における業務に関する各年度の事業計画書及び収支計画書

前事業年度の収支（損益）計画書又はこれに相当する書類

前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類

現事業年度の収支予算書及び事業計画書

団体の事業報告書を作成している場合は、当該報告書

団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載された書類又はこれらに相当する書類

法人にあっては、当該法人の登記事項証明書

法人でない団体にあっては、代表者の身分証明書

定款、寄附行為、規約又はこれらに相当する書類

申請資格に関する申立書

国税及び地方税の納税証明書（募集要項の配布開始日以降に交付されたもの）又は納税義務がない旨の申立書

申請資格を有することを証する書類

(2) 提出場所

〒640-1131 和歌山県海草郡紀美野町動木288-4

紀美野町教育委員会 生涯学習課 電話073-489-5915

FAX073-489-5400

(3) 提出期間

平成20年9月1日(月)から9月12日(金)までの日(土、日は除く)の午前8時30分から午後5時30分までとし、提出書類は持参してください。

(4) 質問事項の受付

募集要項に内容等に関する質問を次のように受け付けます。

受付期間 平成20年8月27日(水)まで

受付方法 質問書(様式第5号)により提出してください。(FAX又はEメールも可)

回答 質問に対する回答はすべての応募者に提供いたします。

(5) 著作権の帰属等

事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、教育委員会は、指定管理者の決定の公表等必要な場合には、事業計画書等の内容を無償で使用できるものとします。

また、提出された書類については、紀美野町個人情報保護条例の規定に基づき非公開とすべき箇所を除き公開されることがあります。なお、提出された書類は理由の如何にかかわらず返却いたしません。

(6) 費用の負担

申請等に要する経費は、申請者の負担とします。

11 募集要項の交付

10(2)に記載している場所で、平成20年8月18日(月)から9月12日(金)までの日(土、日は除く)の午前8時30分から午後5時30分まで交付します。

なお、郵送で交付を求める場合は、200円切手を貼った宛名明記の返信用封筒(定形外角型二号)を同封してください。

12 現地説明会の実施

現地説明会を次により開催いたします。参加をご希望される場合は、法人等の名称及び参加する方の氏名を平成20年8月19日までに様式第4号に記入の上提出してください。FAX又はEメール可。

日時 平成20年8月21日(木)午前10時~

場所 紀美野町セミナーハウス未来塾 紀美野町田25番地

13 その他

(1) 指定管理者の候補者の選定にあたり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがあります。また、10月中旬頃にプレゼンテーションをお願いいたします。詳細については、後日連絡します。

(2) 指定管理者の候補者を、町議会の議決を経て、指定管理者とします。

(3) 問い合わせ 紀美野町教育委員会生涯学習課

電話 073-489-5915

FAX 073-489-5400

Eメール syogai@town.kimino.lg.jp

#### 14 指定後の手続き

##### (1) 協定の締結

セミナーハウスの管理及び運営に関する業務の内容及び業務処理費の細目的事項等について、町と指定管理者が協議のうえ町と協定を締結します。

##### (2) 指定管理者準備業務

指定管理者として指定された法人又はその他の団体は、サービスの水準の維持を図るため、教育委員会と十分に協議の上、平成21年1月から3月にかけて、円滑に移行できるよう必要な準備を進めていただきます。

#### 15 公募から管理運営までのスケジュール

|                           |                                    |
|---------------------------|------------------------------------|
| 平成20年 8月18日(月) ~ 9月12日(金) | 募集要項の交付                            |
| 平成20年 8月19日(火)            | 現地説明会受付締切                          |
| 平成20年 8月21日(木)            | 現地説明会                              |
| 平成20年 8月27日(水)            | 質問事項の受付締切                          |
| 平成20年 9月 1日(月) ~ 9月12日(金) | 申請書等の受付                            |
| 平成20年 9月下旬(予定)            | 必要に応じてヒアリング                        |
| 平成20年10月中旬(予定)            | 選定委員会による候補者選定<br>(プレゼンテーション、ヒアリング) |
| 平成20年12月中旬(予定)            | 指定管理者の議決(12月議会)                    |
| 平成20年12月下旬(予定)            | 指定管理者の指定(告示)                       |
| 平成21年 3月下旬(予定)            | 協定の締結                              |
| 平成21年 4月 1日(水)            | 指定管理者による管理運営開始                     |

#### 16 添付資料・様式

- (1) 紀美野町セミナーハウス未来塾管理業務仕様書(別添資料1)
- (2) 施設配置図(別添資料2)
- (3) 管理運営事業収支(別添資料3)及び利用人数(別添資料4)[平成17~19年度]
- (4) 使用料金表(別添資料5)
- (4) 申請に係る提出書類様式(別添資料6)